

## 新法人の定款案と会則の対比

法人において、現在の任意団体の会則に相当するものが「定款」です。定款は、法令である「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に則った規則になります。法律の専門家である公認会計士や司法書士の協力のもと、以下のように作成しました。条項は法律用語で記述することが必要であるため、読んでも理解しにくいところもありますが、ご了解ください。法人へのスムーズな移行ができるように現在の会則に従うという方針で作成しており、左段が作成した定款案、右段が定款の条項に対比される会則になります。定款案に含めることができない会則の条項もありますが、これへの対応については、本資料の最後のページに付記しております。

一般社団法人日本古生物学会定款案	定款に対比される日本古生物学会会則
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(名称) 第1条 この法人は、一般社団法人日本古生物学会（以下「本会」という。）とする。 2 本会の英語表記は、Palaeontological Society of Japanとする。 3 本会の略称は、PSJとする。</p>	<p>第1条 本会は日本古生物学会という。</p>
<p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。</p>	
<p><b>第2章 目的及び事業</b></p> <p>(目的) 第3条 本会は、古生物学及びこれに関係ある諸科学の進歩及び普及を図ることを目的とする。</p>	<p>第2条 本会は古生物学及びこれに関係ある諸科学の進歩及び普及を計るのを目的とする。</p>
<p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 会誌そのほかの出版物の発行 (2) 学術講演会の開催 (3) 普及のための採集会・講演会そのほかの各種会合の開催 (4) 研究の援助・奨励及び研究業績、並びにこれらに関連する実務に対する功勞の表彰 (5) 関連する諸団体との交流および協力 (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。1.会誌そのほかの出版物の発行。2.学術講演会の開催。3.普及のための採集会・講演会そのほかの開催。4.研究の援助・奨励及び研究業績ならびに会務に対する功勞の表彰、その他第2条の目的達成に資すること。</p>
<p><b>第3章 会員</b></p> <p>(法人の構成員) 第5条 本会に次の会員を置く。 (1) 普通会員 本会の目的に賛同して入会した個人。ただし、下記(2)に定める特別会員及び(4)に定める名誉会員となった者を除く。 (2) 特別会員 本会及び任意団体である日本古生物学会に通算して10年以上普通会員として在籍し、古生物学について業績のあるもので、特別会員5名の推薦のあったものにつき理事会の決議によって承認された個人。 (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助するため入会した法人及び団体。 (4) 名誉会員 古生物学について顕著な功績のある者で、次にあげる基準のいずれをも満たし、理事会が推薦し、総会の決議で定められた個人。 1) 年齢が満75歳以上であること 2) 本会及び任意団体である日本古生物学会に通算して50年以上普通会員又は特別会員として在籍していること 2 前項の普通会員、特別会員及び名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p>	<p>第5条 本会は古生物学及びこれに関連ある諸科学に興味を持つ会員で組織する。 第6条 会員は普通会員・特別会員・賛助会員及び名誉会員からなる。本会の会員とは別に、欧文誌海外購読会員の制度を設ける。 第8条 特別会員は本会に10年以上会員であり古生物学について業績のあるもので、特別会員5名の推薦のあったものにつき評議員会の議によって定める。 第9条 賛助会員は第2条の目的を賛助する法人で評議員会の推薦による。 第10条 名誉会員は古生物学について顕著な功績のある者につき評議員会が推薦し、総会の決議によって定める。</p>
<p>(入会) 第6条 本会の普通会員及び賛助会員になろうとする者は、別に定める会費を添えて入会申込書を提出し、執行理事会の承認を得なければならない。 2 理事会で特別会員候補者として承認され、かつ本人が承諾した者は、特別会員に会員種別を変更する。 3 総会で名誉会員への推薦が決議された者は、名誉会員に会員種別を変更する。</p>	<p>第7条 入会希望者は所定の入会申込書を本会事務局へ提出する。退会希望者は、会費に未納があるときはこれを納入の上で、退会を本会事務局へ通知する。</p>
<p>(年会費) 第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、別に定める年会費を支払わなければならない。 2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。</p>	<p>第11条 会員は第12条に定められた会費を納めなければならない。会員は会誌の配布を受け第3条に規定した事業に参加することができる。</p>
<p>(任意退会) 第8条 会員は、退会届を執行理事会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。 2 退会時に未納の会費がある場合は、これを完納しなければならない。</p>	

<p>第9条 会員が本会の名誉を著しく傷つける行為を行ったときその他正当な事由があるときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</p>	
<p>(会員資格の喪失) 第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 第7条の年会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき。 (2) 普通会员、特別会員及び名誉会員の全員が同意したとき。 (3) 当該会員が死亡又は解散したとき。</p>	<p>第14条 会費を1ヶ年以上滞納した者及び本会の名誉を汚す行為のあった者は、評議員会の議を経て除名することができる。</p>
<p><b>第4章 総会</b></p>	
<p>(構成) 第11条 総会は、すべての普通会员、特別会員及び名誉会員をもって構成する。 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。</p>	
<p>(権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 名誉会員の選定 (3) 理事及び監事の選任又は解任 (4) 理事及び監事の報酬等の額の決定 (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認 (6) 定款の変更 (7) 解散及び残余財産の処分 (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p>	
<p>(開催) 第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p>	
<p>(招集) 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2 普通会员、特別会員及び名誉会員の総数の5分の1以上の議決権を有する普通会员、特別会員及び名誉会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p>	<p>第19条 本会は毎年1回定例総会を開く。その議長には会長が当たり本会運営の基本方針を決定する。総会の議案は評議員会が決定する。会長は必要があると認める時は臨時総会を召集する。総会は会員の十分の一以上の出席をもって成立する。但し、委任状の提出、または第19条に規定する電磁的方法の行使をもって出席とみなす。会長は会員の三分の一以上の者から会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面をもって総会召集の請求を受けた場合は臨時総会を召集する。</p>
<p>(議長) 第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。 2 会長が総会に出席していない場合は、出席している普通会员、特別会員及び名誉会員の中から議長を選出する。</p>	
<p>(議決権) 第16条 総会における議決権は、普通会员、特別会員及び名誉会員1名につき1個とする。</p>	
<p>(決議) 第17条 総会の決議は、議決権の10分の1を有する普通会员、特別会員及び名誉会員が出席し、出席した当該普通会员、特別会員及び名誉会員の議決権の過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総普通会员、特別会員及び名誉会員の半数以上であって、普通会员、特別会員及び名誉会員の議決権総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項 3 普通会员、特別会員及び名誉会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。 4 普通会员、特別会員及び名誉会員は、書面又は電磁的方法による議決権の行使ができる。 5 代理人及び書面又は電磁的方法により議決権を行使した者は、総会の出席者として取り扱う。</p>	<p>第20条 総会において、会員は他の会員にその議決権の行使を委任することができる。但し、議決権の代行は1人1名に限る。また、評議員会が認めた場合は、予め通知された事項について、会員は所定の電磁的方法により議決権を行使することができる。 第21条 総会の議決は多数決により、可否同数の時は議長がこれを決める。</p>
<p>(議事録) 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び総会に出席した普通会员、特別会員及び名誉会員より議長が指名した議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。</p>	
<p><b>第5章 役員</b></p>	

<p>(役員の設置)</p> <p>第19条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3名以上</p> <p>(2) 監事 1名以上</p> <p>2 理事のうち1名を会長とする。</p> <p>3 会長以外の理事のうち数名を業務執行理事（会長以外の理事であって理事会の決議によって本会の業務を執行する理事として選定されたもの及び本会の業務を執行したその他の理事をいう。）とする。</p> <p>4 本条第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。</p>	<p>第15条 本会の役員は会長1名、評議員30名、及び常務委員若干名とする。任期は総て2年とし再選を妨げない。評議員は65歳未満の特別会員（付則3）の中から会員の通信選挙によって選出される。会長の委嘱により本会に幹事及び書記若干名を置くことができる。常務委員会は評議員会において互選された者で構成される。但し会務上必要とする場合は、特別会員の中から常務委員若干名を評議員会の議を経て加えることができる。</p>
<p>(役員の選任)</p> <p>第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 本会の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。</p>	<p>第16条 会長は特別会員の中から評議員会において選出され、本会を代表し会務を管理する。会長に事故ある場合は会長が臨時代理を委嘱する。</p>
<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>第22条 会長及び評議員は評議員会を組織し、総会の決議による基本方針に従い運営要項を審議決定する。</p>
<p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>第24条 会計監査1名を置く。監査は評議員会において評議員及び幹事を除く特別会員の中から選出される。任期は2年とし再選を妨げない。</p>
<p>(役員の任期)</p> <p>第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>	
<p>(役員の解任)</p> <p>第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p>	<p>第17条 会長又は評議員が、心身の不調等により職務の執行が困難と認められるときは、評議員会における議決により、当該人を解任することができる。</p>
<p>(責任の免除及び責任限定契約)</p> <p>第25条 本会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p>2 本会は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でない者に限る。）又は監事との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	
<p><b>第6章 理事会</b></p>	
<p>(構成)</p> <p>第26条 本会に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>	
<p>(権限)</p> <p>第27条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本会の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職</p>	
<p>(招集)</p> <p>第28条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p>	<p>第16条 会長は特別会員の中から評議員会において選出され、本会を代表し会務を管理する。会長に事故ある場合は会長が臨時代理を委嘱する。</p>

<p>(決議)</p> <p>第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p>	
<p>(議長)</p> <p>第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。</p>	
<p>(議事録)</p> <p>第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	
<p><b>第7章 執行理事会</b></p>	
<p>(執行理事会)</p> <p>第32条 本会は、執行理事会を置く。</p> <p>2 執行理事会は、すべての業務執行理事をもって構成する。</p> <p>3 執行理事会に関する詳細は、別に定める。</p>	<p>第23条 常務委員は常務委員会を組織し、評議員会の決議に基づいて会務を執行する。</p>
<p><b>第8章 名誉会長</b></p>	
<p>(名誉会長)</p> <p>第33条 本会は、名誉会長を置くことができる。</p> <p>2 名誉会長については、別に定める。</p>	<p>第18条 本会には名誉会長を置くことができる。名誉会長は評議員会が推薦し総会の決議によって定める。名誉会長は評議員会に参加することができる。</p>
<p><b>第9章 資産及び会計</b></p>	
<p>(事業年度)</p> <p>第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>	<p>第25条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日終わる。</p>
<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第35条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。</p>	
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告</p> <p>(2) 事業報告の附属明細書</p> <p>(3) 貸借対照表</p> <p>(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）</p> <p>(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。</p>	
<p>(剰余金の分配禁止)</p> <p>第37条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。</p>	
<p><b>第10章 定款の変更及び解散</b></p>	
<p>(定款の変更)</p> <p>第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p>	<p>第27条 本会会則を変更するには総会に付議し、その出席会員の三分の二以上の同意を得なければならない。</p>
<p>(解散)</p> <p>第39条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p>	
<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第40条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	
<p><b>第11章 公告の方法</b></p>	
<p>(公告の方法)</p> <p>第41条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。</p>	
<p><b>附 則</b></p>	
<p>第42条 この法人の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、本会の成立の日から令和9年3月31日までとする。</p>	

<p>第43条 本会の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。→定款登記後HP公開時には非表示にする</p> <p>住所 ○○○○  氏名 ○○○○  住所 ○○○○  氏名 ○○○○  住所 ○○○○  氏名 ○○○○  住所 ○○○○  氏名 ○○○○  住所 ○○○○  氏名 ○○○○</p> <p>2 前項の設立時社員各位は、第6条の規定にかかわらず、第5条第1項第2号に定める特別会員とする。</p>	
<p>第44条 本会の設立時理事は次のとおりである。</p> <p>理事 ○○○○  理事 ○○○○  理事 ○○○○</p>	
<p>第45条 本会の設立時監事は次のとおりである。</p> <p>監事 ○○○○</p>	
<p>第46条 本会の設立時代代表理事は次のとおりである。</p> <p>住所 ○○○○  氏名 ○○○○</p>	
<p>第47条 本会の設立時の主たる事務所の所在場所は次のとおりである。</p> <p>主たる事務所 東京都●●●</p>	
<p>第48条 任意団体である日本古生物学会の普通会员、特別会員、賛助会員、又は名誉会員である者が本会の会員となることを希望する場合には、第6条の規定にかかわらず、理事会の決議をもって本会の普通会员、特別会員、賛助会員、又は名誉会員とする。</p>	
<p>第49条 本附則第42条から本条は、令和9年3月31日の経過をもって削除する。</p>	
<p>以上、一般社団法人日本古生物学会設立のため、設立時社員各位の定款作成代理人であるVALUE司法書士法人（社員（特定社員）阿形太樹）は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。</p> <p>令和○年○月○日</p> <p>○○○○  ○○○○</p> <p>○○○○  ○○○○</p> <p>○○○○  ○○○○</p> <p>上記設立時社員○名の定款作成代理人  VALUE司法書士法人 社員（特定社員）阿形太樹</p>	

## 定款に入らない会則の対応

現行会則のうち、以下の4つの条項と付則については、上記の定款案に直接対応しないので含めることができない。そのため、以下については、新たに設置する「一般社団法人日本古生物学会運営規則」に含める予定である。

### ○委員会について

第4条 本会の目的を達するため総会の議を経て本会に各種の研究委員会を置くことができる。

第26条 本会に対して、会員が科学者倫理に抵触したとの疑義・申し立てがあった場合には、会長は倫理委員若干名を指名し、臨時の倫理委員会を招集する。

### ○会費・経費について

第12条 会費の金額は総会に計って定める。会費は普通会员年8,000円、特別会員年10,000円、賛助会員年1015,000円以上とする。名誉会員は会費納入の義務がない。在外の会員は年10,000円とする。また、欧文誌海外購読会員の購読料は年7,000円とする。なお、日本古生物学会会費割引制度規則に定められた条件を満たす普通会员および特別会員は、会費の割引を受けることができる。

第13条 本会の経費は会費、寄付金、補助金などによる。

### ○選挙について

付則

- 1) 評議員会の決議は無記名投票による。
- 2) 評議員選挙で第30位に得票同数の者が出た場合は、年少者から順に当選者とする。
- 3) 評議員の被選挙権は、特別会員のうち選挙のある年の4月1日の時点で65才に達していない者が有する。
- 4) 評議員に欠員が生じた場合は、第15条に定める通信選挙の次点者を、ただちに評議員に選出する。